

# 經濟論叢

第150卷 第5・6号

---

スコットランド啓蒙における商業と軍事……………	田中秀夫	1
サバ、サラワケの木材産業の持続的発展の 見通しについて……………	中島健二	25
ローカル・ミニマム論の検討 (2)……………	李昌均	49
商人と一次産品の価格決定……………	服部茂幸	71
アジアNIEs工業化過程の 政治経済学研究 (1)……………	宋立水	88
<b>書評</b>		
中村達也『豊かさの孤独』 (岩波書店、1992年)……………	根井雅弘	115

学会記事

經濟論叢 第149卷・第150卷 総目録

---

平成4年11・12月

京都大學經濟學會

## スコットランド啓蒙における商業と軍事

——ヒューム，スミス，ミラー——

田 中 秀 夫

### I はじめに

アダム・スミスの弟子ジョン・ミラー（John Millar, 1735-1801）はいくつかの論題においてスミスの影響を強く受けており，スミスの思想の継承者であったが，軍事精神，軍事組織論においてもそうであった。それは『階級区分の起源』（初版1771年）と，とりわけ『イングランド統治史論』（初版1787年）に収められた「勇気と忍耐」と題するエッセイに明らかであって，そこにおいて『グラスゴウ法学講義』におけるスミスの軍事精神と軍事組織についての歴史的，理論的分析が継承・発展されている。しかし，ミラーはその思想形成において，ヒュームやケイムズからも無視できない影響を受けたと思われるのであって，この二人も軍事問題には強い関心を示した。ヒュームは思想家として統一的に捉えることの容易でない難物であるが，スコットランド啓蒙のコアを構成するハチスン，ヒューム，ケイムズ，スミス，ミラーは商業社会の理論家であり，商業の社会的機能を解明し，その価値を正当化することに強い関心をもっていた。したがって，商業社会の価値に比べれば，軍事的価値は周辺的なものとされていたとしても不思議ではない。しかし，かれらは軍事とその価値をもちろん思想の中心におくことはなかったけれども，それを必ずしも軽視したわけではない。

スコットランド啓蒙にとってパラダイム的な，「商業と自由」あるいは「商業→自由」のテーマについてももう少し述べておこう。このテーマは，ウィンチが指摘するように，モンテスキューとヒュームに始まり（この両者のどちらが

先行するかは確定が困難である), 「商業と自由の相互関係についての大論考」<sup>1)</sup>ともいわれる『国富論』の著者スミス, ケイムズ, ファーガスン, ロバートソン, そしてミラーなどのスコットランド啓蒙の「市民社会史」家=「文明社会史」家の思想的なライトモチーフであった, と言ってよいであろう。またゆるやかな意味でスコットランド啓蒙に属するサー・ジェイムズ・ステュアートもこのテーマに取り組んでいる。もちろん, このテーマの彫琢の仕方には各々の思想家によってヴァリエーションがみられるが, フォーブスが強調するように<sup>2)</sup>, このテーマは近代ヨーロッパ文明の文脈に属し, その文脈で論じられているという点が重要である。そしてまたフォーブスが指摘するように, ウォルポール時代以降の政治イデオロギーを支配した「イギリスの自由対フランスの隷従」という通念——それをフォーブスは *vulgar Whiggism* (俗流ウィッグ主義) の神話だとする——を否定して, 商業のあるところ自由が伴うという認識に依拠して, アンシャン・レジームのフランスの政体の開明性とそこでの商業と自由の発展を明確に指摘した点に, 啓蒙知識人としてのヒュームの卓越がある。ミラーもまたモンテスキューとヒュームに始まりスミスが掘下げた, こうした知的遺産の継承者として「商業と自由」のテーマを彫琢したのである。

商業は自由をもたらすという認識と主張には, 封建社会の解体と近代社会の成立という社会変動の基礎が存在した。けれども, それがモンテスキュー, ヒューム段階においてやっとな強い主張として提唱されるにいたった背景には, 商業を積極的な社会形成因として評価しない先行パラダイムが思想家の視野を長く拘束していたという事情がある。ミネルヴァのふくろうは夕闇をまって飛びたつのである。有力な先行パラダイムのなかで, キリスト教の思想的伝統は, 神, 神の法, 神の国, 摂理, 恩寵, 黙示, 救済, 祈り, 禁欲などの言語によって彼岸の価値の底辺に現世の価値を組織し, そうすることによって商業や自由を独立の現世的価値として肯定することに反対してきた。リプシウス以来次第

---

1) Winch [1978], p. 70.

2) Forbes [1975], p. 199.

に復興され知識人の支持をえてきたストア的伝統（新ストア主義）においても、ルネサンスのヒューマニストによって復活させられたシヴィック・ヒューマニズム（共和主義思想）においても、自由はそれぞれ異なる概念としての徳（前者においては個人的自己規制力、後者においては能動的な政治参加）と結びつけられたのであって、商業にはななかった。商業は下層階級の役割であり、価値は低いものとみなされてきた。そうした先行パラダイムにおいて商業が低くしか評価されなかったことにはさまざまな理由が存在したと思われる。そもそも商業は自給的共同体間の剰余交換として発生したものであるから、その担い手は自給的共同体の正規の構成員ではなく、一段と低い存在とみなされたであろうし、したがって商業は賤業とみなされたであろう。しかも商業は閉鎖的共同体に新しい価値と情報をもたらすことによって、共同体を解体する作用をはたす場合がありえたから警戒の対象でなければならなかった。商人の異人性がその警戒心をいっそうかきたてたであろう。しかし、商業がもたらす情報と価値は魅力的でもあるから、こうしてそもそも商業はアンビヴァレントな二面性をもつものであったといえるであろう。さらに近代の経験は、商業的価値の変質の容易さ、不安定さ、投機的な性格などを教えていた。冒険と投機によって獲得された富に確かな価値を認めることは困難であったし、富とインタレストの追求は競争の勝者と敗者を作り、奢侈階級と貧民の運命を対照的なものとした。さらに商業は信用制度を生み出すことによって、新種の不労所得をもたらした。こうして富と徳の両立は容易な道ではなかったのである。

しかし、近代は封建的依存関係（隷従）のもとから抜け出した（伝統社会から自由になった）民衆に職（employment）を与えなければならなかった。労働と資本の結合が必要であった。国家は経済に秩序を与えるために法的前提条件を整備し、重商主義として知られる政策を要請された。イデオロギー的に勤労が徳として讃えられるだけでなく、浮浪者としての貧民に労働が強制されなければならなかった。伝統的な商業を敵視ないし警戒視する商業観を退け、商工業（commerce, arts and industry, manufactures）に徐々に高い価値を与え

るプロセスとして重商主義経済時論の展開と経済学の成立過程を解釈することができるであろう。このようなプロセスは自然法思想にもシヴィック・ヒューマニズムにも跡づけることができるであろう。政治から経済へ、政策（作為）から市場（自然）へと社会形成の場が移行する。そしてそれにつれて、社会と政治についての言説も次第にパラダイム転換を遂げていく。政治学、法学から経済学へ。

このプロセスにとって決定的なのは、商業の社会形成力の発見である。あるいは市場メカニズムの成立と言ってもよい。局部的、散発的な商取引は詐欺と陰謀の介入の余地を残すのにたいして、恒常的な、大量回数の商取引は、例外もあるが、平均的には計算合理性の世界、正義、公正をうみだすであろう。このような市場の成立は遠隔地商業から国内商業への主流の交替と軌を一にするはずである。ヒューム、スミスが見ていたのはこのような事態であった。モンテスキューは君主政体に栄える商業を「奢侈の商業」(commerce de luxe)、共和政体に栄える商業を「経済の商業」(commerce d'economie, 勤儉の商業)と呼んで区別するとともに、商業のあるところには必ず温和な習俗があり、温和な習俗のあるところには必ず商業があると述べて、商業と正義や平和という社会的価値との不可分の関係を説いたが、ヒュームは商業をインダストリ、平等、幸福に、商工業の発展 (refinement in the arts) をインダストリ、知識、人間性に結びつけた<sup>3)</sup>。モンテスキューは勤儉の商業を国内市場型の商業とは考えていないが、ヒュームがインダストリと結びつけた商業は、第一に農工分業の媒介者としての、またそれ自身が農工分業を意味する商業であり、国民経済の形成に関連する商業である。ヒュームは、国際貿易の意義を、経済刺激効果（貨幣の連続的影響説）を含めて、大いに認めたけれども、それ以上に国内市場の形成と発展に商工業を結びつけて、これを高く評価した。そしてヒュー

3) Montesquieu [1973], XX, 4, Tome 2, pp. 2-4. (モンテスキュー [1989], 中, 201-2, 204ページ。) Hume, Of Commerce, Of Refinement in the Arts [1985], pp. 253-67, 268-80. (邦訳 [1983], 3-18, 19-32ページ)。

ムは、周知のように、ウォレスとの人口論争において、古代派のウォレスを批判すべく、スパルタ的軍国主義の古代の原理と、インダストリを基調とする商業社会の近代の原理を対比して、後者の優位を主張した<sup>4)</sup>。

「平和の技術」としての商業という表現が、ヒュームならずともこの時代の知識人によって頻繁に使われるようになることに、社会形成原理としての新しい商業観の定着と流布が示されている。こうして正義という法的規範が商業に近づけられ、いわば商業の属性として発生するとされたのと同じく、徳という公共的存在としての人間の主体性、社会性もインダストリと商業に接近させられて理解されるようになっていく。正義と徳が、商業と対立するのではなく、共存・接近させられることによって、商業を媒介者として個人のインタレストが公共のインタレストに導かれることが可能になる。インタレストの概念の歴史は別に辿られなければならないが、いずれにせよ、このパラダイムの転換は革命的な転換であった。そしてこの転換においてモンテスキュー、ヒュームの果たした役割は大きい。この新しいパラダイムを体系的なものに仕上げたのはスミスである。このような商業と商業観の変化は、人間の情念の変化＝温和化、生活様式の変化＝洗練と相互に関連がある。商業的・ブルジョア的文化の成立と関連がある。この変化過程の研究は最近になって、ハーシュマン、ポーコック、フィリップスンなどの業績によって、非常に進んできたといえるであろう<sup>5)</sup>。

このようなパラダイムの転換、新しい商業イデオロギーの成立の文脈のなかで、民兵論争は展開されたのであり、スコットランドのこの時代の軍事問題のイデオロギー的背景はこのようなものであった。歴史的背景を、もう少し、具体的に補足しておこう。

実のところ、軍事問題は、スコットランドの社会自体にとってはいうまでも

4) Hume, *Of the Populousness of Ancient Nations* [1985], pp. 377-464 (邦訳 [1983], 139-237 ページ。)

5) Hirshman, [1977] (邦訳 [1985]) Pocock [1975], [1985], Phillipson [1974], [1981], [1987]

なく、スコットランドの啓蒙思想家にとっても重要な問題であった。その理由は大略こうである。

第一に、スコットランドは軍事的・好戦的な伝統の国であって、17世紀以来の商業の発展によって、次第に軍事的封建的社会から商業社会へと社会構造が変化しつつあったにもかかわらず、そのような軍事的伝統はナショナル・アイデンティティーの基盤として残存していた。ところが、イングランドとの合邦(1707年)による国制の変革のなかで、防衛体制も再検討を迫られることになる。周知のように、合邦はおよそ国民的合意の産物といえるようなものではなかった。反対意見が圧倒的多数であった。合邦とそれによるイングランドの名誉革命体制へのスコットランドの編入に反対したステュアート家とジャコバイト貴族は、復古体制の再興を目指して幾度も反乱を企てたが、その際、多数の合邦反対派の勢力を動員できた。このジャコバイトの反乱(主要なものは1715年、1745年)は、その主力軍をなしたハイランド氏族軍の勇猛さを改めて認識させるとともに、多くのスコットランド人に防衛問題に直面するという経験を強いたのである。例えば、ジャコバイト軍からエディンバラを防衛するために、ウィリアム・ロバートスンやジョン・ヒュームなどのエディンバラの若い知識人たちは、自ら志願して防衛に当たった。45年の反乱の鎮圧のあと、ブリテン政府は徹底的なハイランドの平定とジャコバイト処分をおこない、スコットランドは武装解除された。

1750年代には植民地領有をめぐるフランスとの戦争が始まり、正規軍は海外に送られたため、手薄となった国防を強化する民兵法案が1757年に成立する。しかし、この法律はスコットランドを除外してイングランドにのみ民兵制度を設立するというもので、これはスコットランドにとって不満であった。59年になるとフランスの私掠船がスコットランド近海に接近し侵略の脅威を生んだ。さし迫った脅威に対して国土と海岸線を防衛するために、スコットランドに民兵制度を求める国民運動が展開されることになる。スコットランド啓蒙の温床の一つ「選良会」Select Societyは、この時期、国防に関わる一連の論題を討

論した<sup>6)</sup>。60年には、スコットランド選出議員、ジェイムズ・オズワルドとギルバート・エリオットがスコットランド民兵法案を議会に提出したが、ジャコバイトの反乱の記憶の薄れないイングランド議員がスコットランド人に武器をもたせるのは危険だとして反対したため、法案は否決された。そうした歴史を背景として、またファーガスンやカーライルたち穏健派知識人を中心として、スコットランドの啓蒙思想家は、62年にイングランドとの権利の対等と民兵による自衛権を唱えて、ポーカー・クラブ（ポーカーとは火かき棒のこと）を設立し、院外運動を展開していくことになる。

そして、さらにはこのような事件や社会変動を貫いて進展する伝統社会の商業社会化は、当然の結果として武勇心の衰退を伴うのではないか、とすればその対策は何に求めればよいのか、という問題が意識され、論じられた。そしてその対策の一環として様々な民兵制の提案が行われた。したがってスコットランドにおける民兵論争は、現実の防衛問題と国民の道德生活の再建という、相互に関連するが異なる二つの焦点をもっていた。この二つの焦点のあいだを揺れながら、スコットランドの民兵論争はフランス革命の時期まで、いくつかのピークをもちながら、続いていく。法案は1760年の後、62年、76年、82年と議会に提出されては失敗し、ついに1797年になってやっと成立する。

ところで、周知のように、民兵論は、近代ヨーロッパ思想史においては、マキャヴェッリ、グイッチャルディーニ以来の共和主義の思想的伝統においてその自由概念の不可欠のコロラリーとして論じられてきた<sup>7)</sup>。イングランドにおいても、ピューリタン革命期の共和主義者たちは、ハリントンに代表されるように、しばしば民兵論を展開した。さらにまた1690年代のイングランドにおける常備軍論争において、トレンチャード、トランド、モイル、フレッチャーたち共和主義者は、常備軍の削減と民兵軍の拡充案を提唱した<sup>8)</sup>。その後も民兵

6) Robertson [1985], pp. 85-6 に紹介されている。

7) 近代ヨーロッパにおける共和主義と民兵論については Pocock [1975] を参照。

8) Schwoerer [1974]。

問題は18世紀の政治の一つの争点として論争の主題であり続けることは、すでに示唆した通りである<sup>9)</sup>。

そのような思想史上の遺産と歴史上の経験を継承し踏まえながら、シャーとロバートソンが詳細に解明したように<sup>10)</sup>、この時代のスコットランドの民兵論はフレッチャーに始まり、ハチスンからヒューム、ケイムズ、ファーガスン、カーライルたちに受け継がれ、スミスによって一つの結論が与えられる。この「スコットランド啓蒙と民兵論争」の全貌については、ロバートソンの著書などに譲るとして、ここではまずミラーの『階級区分の起源』における軍事論、スミスの『法学講義』の軍事論、そして二人に直接・間接に影響を与えたと推定されるヒュームの民兵制についての見解を一瞥することによって、別稿においてスミスとミラーの議論について一歩掘り下げた考察を試みる前提とコンテキストを明らかにしておきたい<sup>11)</sup>。

## II 『階級区分の起源』における軍制論

『階級区分の起源』の第3版(1779年、初版は1771年)と第4版(1806年)の第5章は「諸技術における、また洗練された生活様式における一国民の進歩によって、その統治に生みだされた変化」という章題をもつが、事実上、絶対君主政論であり、同時にそのもとでの国民の自由が考察されている。すなわち本章は3節からなり、第1節で「主権者の権力を増強する傾向をもつ諸事情」、第2節で「国民の特権を進展させるのに貢献する他の事情」を論じたのち、最後の第3節で、絶対君主政へ向かう傾向と自由と民主政へ向かう傾向というこの二つの「異なる原理の対立の結果」を考察する<sup>12)</sup>。

このように自然史=普遍史のスタイルで述べられてはいるものの、このト

9) 18世紀の常備軍論争については Western [1965].

10) Sher [1985], Robertson [1985].

11) 篠原 [1986], 第5章「スコットランド民兵論とアダム・スミス」は、フレッチャー、ファーガスン、カーライル、ケイムズの提案について簡潔な分析を行うとともに、スミスの軍事論を詳細に考察している。尚、Sher [1989] はロバートソンに対する批判的補完の意味をもつ。

12) 以下の『階級区分の起源』の引用テキストは第3版の再版(1781, London)である。

ピックが念頭に置いているのは、主として近代ヨーロッパ史の展開である。そして比較のために古典古代のポリス社会が登場する。そしてこの章は、半ば、前述の「商業と自由」というモンテスキュー、ヒューム→スミスの近代ヨーロッパ文明史のテーマの継承的展開とみることができる。さらにこの章は、基本的に「懐疑的ウィッグ」(フォーブス)——この呼び名は欠陥もあるが、利用価値も大きい——であるが、いくぶんかは「真性ウィッグ」よりの思想家だと思われるミラーの近代社会成立史論の核心部分であり、それ自体として興味深い議論がみられる。それゆえに、この章は『階級区分の起源』に論及する研究者の注目をもっとも多く集めた章である。ミラーはモンテスキューとヒュームに始まり、スミスが掘下げた、こうした知的遺産の継承者として「商業と自由」のテーマを彫琢したのである。ミラーとヒューム、スミスとの関連は、テーマ的同一性にみられるだけでなく、とくにスミスの『法学講義』の影響はかなり濃厚だと思われるし、またヒュームのミラーへの影響はつとにレーマンが指摘したところである<sup>13)</sup>。

『階級区分の起源』の第3版第5章は、第2版の第4章第2節が独立して章となったものである。そのさい、節の題「文明と洗練におけるその進歩によって一国民の統治にもたらされた変化」が、上に記したように改められた。文章は大幅な変更が見られる。変更の多くは加筆であり、ついで表現の修正が幾つかあり、削除も若干なされている。初版と2版に存在した3つの文献注は3版では削除されている。その3つはモンテスキューの『ローマ人盛衰起源論』、ロバートスン『カール5世史』、そしてヒューム『イングランド史』である。第3版は『国富論』の刊行の2年後に出版されたのであるが、『国富論』の影響を受けた変更とみられる箇所はない。

第5章第1節は、前述のように「絶対君主政」に導く原因と傾向の解明がテーマであるが、ミラーは軍制と裁判制度および税制の三者をクローズ・アップし、この三者それぞれの発展を「諸技術(→産業活動)」の発展との関係で

13) Lehmann [1960], p. 18, 102, 116, 316n.

跡づけ、それらがいかにして君主権力の強大化・絶対化に結びつくかを説く。ここで取り上げるのは、軍制のみである。

一般的に「生活の諸技術における一国民の発展は、諸個人の境遇とかれらの統治の全構造における種々様々な変化を随伴する。」<sup>14)</sup> ミラーはこの命題——土台→上部構造論と称して差し支えないだろう——の提示から始める。

「未開時代」の人類は、「掠奪」によって富を獲得するとともに、「勇気」によって「栄誉 (distinction)」を獲得したいとの動機に導かれて、頻繁に「軍事遠征」を行う。そしてやがて軍事技術の経験が生まれ、「祖国の防衛」に従事する「強力な民兵」(militia) が形成される。

これが狩猟→遊牧段階の小社会と農業段階初期の社会の軍制であることは、明らかである。ところが、「諸個人を抑圧から保護し、異なる家族間に存続した私戦を終結させるために、政府がきわめて強大な権威を要求する」<sup>15)</sup> 段階になると、人々は次第に戦闘を経験しなくなり「武勇心」(martial ardour) は弱くなる。

さらに、ミラーによれば、「奢侈の導入による技術と製造業 (arts and manufactures) の発展は、人々の心をなおいっそう弱化させ、人々は家庭での慰安と娯楽をより享受するにつれて軍隊生活の苦難と危険に非常に嫌悪を感じるようになり、軍隊生活が与える類の名声により少ない価値しか置かなくなる。」<sup>16)</sup> こうした価値観の変化に加えて、「勤労 (industry) の増大は、絶えざる注意を必要とする儲け仕事 (lucrative employment) を創出し」、各種の「商人と手工業者」を生みだすが、かれらには軍役につく暇はない<sup>17)</sup>。

こうして、みずから戦役に出陣する代わりに貨幣を供出する「示談金」(composition) が導入され、「主権者」はそれによって「傭兵軍」を雇うようになる。さらに、臨戦体制をしく利益に気づいた主権者は、続いて「常備軍」

14) Millar [1781], p. 269.

15) Ibid., p. 271.

16) Ibid., pp. 271-2.

17) Ibid., p. 272.

(regular standing army) を導入する。「兵士の仕事は独自の一身分の者の専有する特別の職業となり、他方、残りの住民は全面的に武装解除される。」<sup>18)</sup>ここに軍事と民事の分業 = 専門化が確立する。

ミラーによれば、「国防手段に関するこの重要な変革」はすべての「文明化された富裕な古代諸国民」に生じたし、「ヨーロッパの近代諸国民においては、封建的民兵軍の廃棄は、技術と製造業における人々の進歩の直接的結果であった。」そして封建的民兵軍の「正規軍」(a regular body of troops) への移行は、フランスではルイ13世の治世に、ドイツでも同じ時期に行われ、そのうち全ヨーロッパ諸国に広まった<sup>19)</sup>。

以上の議論は『グラスゴウ法学講義』のスミスの議論にいかほどか類似していると言えよう。スミスの主張については後にふれる。このように軍制の変革を跡づけてミラーは述べる。「常備兵軍が、国王の権力と大権——それは熱弁の主題となってきた——を増強する傾向は十分に明白である。軍隊が直接的に君主の指揮下におかれるので、また軍隊を構成する諸個人が昇進を完全に彼に依存するので、そしてまた別個の身分となることによってかれらは同胞市民の権利に無関心になりがちなので、多くの場合、かれらが国王の命令に暗黙の服従をしようとするのが期待されるであろうし、反乱を鎮圧し、侵入を撃退するために維持される同じ軍事力が、しばしば国民の自由を覆し破壊するために利用される可能性が生じる。」<sup>20)</sup>

ミラーは1750年代後半から60年代にかけての、またアメリカ戦争時代の、スコットランド民兵運動について、直接の言及をしていないし、民兵運動の推進団体であったファーガスンたちのポーカー・クラブのメンバーにもなっていないので、スコットランド民兵運動にたいするミラーの態度は不明なのであるが、国民の自由を何よりも重要と考え、このように常備軍に警戒的発言をしている

18) Ibid., pp. 272-3.

19) Ibid., pp. 274-5.

20) Ibid., p. 275.

ことは、ミラーの立場を明確にするための参考にはなろう。

別稿で改めてとりあげて詳しく立ち入る予定であるが、『イングランド統治史論』は、第4巻に「勇気と剛毅（忍耐）」と題する論説を含んでいる。ここでミラーは商業社会における軍事精神の衰退について考察し、常備軍の危険についても指摘しているが、商業社会に常備軍の対重として民兵軍を導入することは困難だとも述べている。すなわち、「勇気の徳は、近代のヨーロッパのすべての諸国民において、商業と製造業の発展に比例して衰退したように思われる。この衰退の最初の顕著な結果は、国民の大集団に軍役を放棄させ、社会全般から無差別に集められた職業兵士に国防の負担を委ねることであった。この慣行は最初の商業諸国によって導入され、商業発展の経歴を追った他の諸国によって次第に採用された。この慣行は概して軍隊の主要な指揮権を与えられた主権者に好都合であったけれども、同じ理由から国民の側には警戒をかきたてていではおかなかった。というのは、国民は、かれらの首席為政者によって召集され維持される傭兵軍によって、自らの自由と権利がほしいままに扱われると了解したからである。しかしこのような諸国のどこかで、常備軍の対重として役立てるべく国民の民兵軍を保持しようとして、どのような愛国的な手段がとられようと、民兵軍から多大な利益を引き出すために国民を民兵にするという規制を強制するのは困難であって、その困難は、そうした規制が時代精神に逆行するものであるということの十分な証拠を与えるにちがいない。」<sup>21)</sup>

ファーガスンやカーライルなどのいわゆるスコットランド教会の穏健派知識人が主導した民兵運動は、スコットランドの防衛が正規軍によっては十分でないので、それを補完するものとしてイングランドのような民兵制をスコットランドに樹立することを求める運動であった。「スコットランドは無防備の国家なので、フランスの無礼なチュロの小艦隊の劣悪な装備にさえ恐れおののくといった特別な不名誉に耐えるほどである。誰もが知っているように、かれは上陸しようと思えばできたであろうし、その場合には二三日で何年もかかったあ

21) Miller [1803], Vol. 4, pp. 188-9.

なたがたの幼弱な製造業を壊滅させたであろう。」これは『スコッツ・マガジン』1760年3月号が載せた「北ブリテンの価値ある代表たち」に宛てた「独立派ブリトン」の署名をもつ手紙の一節である<sup>22)</sup>。文明社会の安逸によって、また分業によって退化しがちな国民の道徳的能力、公共精神の覚醒と練磨ということも計算のうちにあった。議会に提案されて否決された議案も国防の強化を趣旨としたものであった。したがって、常備軍に代えて民兵軍を採用すべしという、オールド・ウィッグ＝コモンウェルスマンの民兵論と根本主張において異なるものであった。なぜなら、ファーガスンたちの主張は第一に外敵から国民と国土をまもる国防手段としての民兵であるのにたいして、コモンウェルスマンの民兵軍は国民の自由を内外の圧政者に対してまもるものだからである。したがって、共和主義者にとっては国王の専制の手段になりうる常備軍と国民の自由をまもる民兵軍の差異は基本的差異なのである。ミラーの常備軍にたいする警戒的発言は、したがってポーカーのメンバーたちによりは、むしろコモンウェルスマン＝ラディカル・ウィッグの主張と共鳴するであろう。もしそうとすれば、ミラーがスコットランド民兵運動に加わらなかったのは、ミラーの側で一線を画したからというよりも、ミラーの急進的主張に警戒をしたファーガスンたちがミラーを排除したからであるという可能性のほうがありそうに思われる。

### Ⅲ 『グラスゴウ法学講義』におけるスミスの民兵論

ポーカー・クラブに名を連ねたスミスは、1784年までその会員であったが、にもかかわらず他のメンバーたちと民兵制についての見解がどの程度一致していたかには疑問がある。スミスには、民兵制を支持する発言とともに、分業を原理とする近代の商業社会においては、制度上も効率においても原理的に常備軍が適切であること、そして常備軍が国民の自由を破壊する危険性は、その指導者が貴族とジェントリからなる場合には、存在しないという主張が共存して

22) Scots Magazine, March 1760, p. 167.

いると思われるからである。

スミスの民兵制と常備軍についての見解については、多くはレーやアレヴィやロバートスン、篠原のように変化説をとってきたが、ウィンチは不変説をとっている。いずれが正しいとしても、スミスの議論は単純明快ではなく、相当に複雑である。すなわち、『グラスゴウ法学講義』から『国富論』へとスミスの議論を進むとき、一見、スミスは民兵支持から常備軍支持へと立場を変えたように見える。しかし、スミスの二つのテキストをよく検討すると、その主張は民兵支持から常備軍支持に移行したと単純に言えるようなものでなく、むしろかなり込み入っており、詳細に検討すれば、民兵支持論と常備軍支持論が両テキストに並存していることがみいだせるように思われる。

スミスの議論の枠組みはどうなっているのだろうか。この問題の十分な検討は別稿を必要とするので、ここではその輪郭を示しておこう。二つのテキストを通して、最大の論点は二つ、第一に国民の自由との関連はどうか（自由にとって危険でないかどうか）、第二に社会の原理との関連はどうか（分業の発展と両立するかどうか）であるように思われる。そしてもう一つの論点をあげるならば、商業がもたらす軍事的精神（尚武の精神）の衰退をくいとめるために民兵制を利用するかどうかである。

スミスは、『グラスゴウ法学講義』（LJB, 1763-4）において、二つの種類の常備軍を区別して、国民の自由に対する危険性という問題にふれて、次のように述べている。「常備軍には二つの種類がある。第一は政府が特定の人々に職務を与えて、この人々に、彼等があつめた各々の人に対するある金額を支給する場合である。このような常備軍は、我々自身のその典型であるが、これから生ずる危険は第二の種類のものより少ない。第二のものとは、政府が、彼等を援助するためにある数の軍隊を指揮するという一括契約を、一人の将軍と結ぶ場合で、それはイタリアのいくつかの小国における常備軍の典型である。政府は、手工業がまだ発達していない地域のある首長と契約する。そして士官たちはすべて彼に従属し、彼は国家から独立しているので、彼の雇主は彼の掌中

にある。」<sup>23)</sup>

このような二類型の説明に続けて、スミスは述べる。「しかしわが国のような常備軍が、その武器を政府にむける恐れはあまりない。なぜならば、士官は名誉を重んずる人々であり、この国に対して大きなつながりをもっているからである。しかしなおある場合には、常備軍が国民の自由にとって危険なことが証明された。それは我々自身の国で起こったように、主権者の力に関する問題が議論されるにいたった場合である。なぜならば常備軍は一般に王に味方するからである。兵士の本能はその指揮者への服従であるが、王が彼を任命し給料を払うので、彼は王に対して奉仕の義務があると考える。」<sup>24)</sup>ここでスミスが念頭に浮かべているのは、ピューリタン革命における王と議会の主権をめぐる抗争であるが、その抗争は王が指揮する常備軍が国民の自由にとって危険であることを証明した、というのである。したがって、『グラスゴウ法学講義』のスミスによれば、国民の自由を危険にさらさないという意味で優れているのは民兵軍ということになるであろう。

「こういうことは、正当な国民軍が建設されていれば、決してあり得ないだろう。かような国民軍が存在するスウェーデンでは、国民は危険にさらされていない。」「国の公職を有する地主紳士 landed gentlemen に指揮されている国民軍 militia が、だれかのためにその国の自由を犠牲にするとは決して予想され得ない。そのような国民軍は、疑いもなく、他国民の常備軍に対する最良の防御であろう。」<sup>25)</sup>この国民軍 = 民兵軍を擁護する（共和主義的、カントリ的な）議論は、ウィンチも指摘するように<sup>26)</sup>、地主紳士が指揮する「常備軍」は危険でないという先程の（コートの）常備軍の擁護論と同型であり、議論の構造として互換的である。ここからある種の曖昧さが生まれているが、この曖昧さは『国富論』にも持ち越される。スミスのこのような常備軍と民兵軍の互

23) Smith, LJB, p. 543. (邦訳, 465ページ)。

24) Ibid., pp. 543-4. (邦訳, 465-6ページ)。

25) Ibid., p. 544. 543. (邦訳, 466ページ)。

26) Winch [1978], p. 109. (邦訳, 132ページ)。

換的な扱いかたが示唆するのは、スミスにとって問題の重点は常備軍か、民兵軍かという二者一択一にあるのではなく、「地主紳士」による指導の有無という点にあったということである。従って、地主紳士が指導する限り、基本的には、常備軍も民兵軍も、両者の相互補完的採用も、国民の自由を損なうことはない、ということになる。しかし、そうした前提の上で、この段階では、民兵軍がベストだとスミスは考えているように見える。

自由が確保されれば、次の問題は、効率および徳性との関連であるが、効率との関連では商業社会では常備軍が優れていることになるであろう。否、そもそも民兵軍は分業が発展し、人々が時間と能率におわれ多忙に動き回る商業社会と両立するであろうか。社会発展の原理としての分業の発展は別の結論に導くのではないだろうか。スミスは歴史的な視点からこう述べている。「狩猟・牧畜民族にあっては、また民族が農耕へと進んだときでさえ、その全体が戦争をするために出かけた。手工業・製造業が進歩し始めると、全体が行くことはできない。そしてこれらの仕事は骨が折れ、大きな利益があるわけではないから……最上層の者が戦争に行く。その後、商工業がさらに進んで、非常に利益が多くなり始めると、国家の防衛はもっとも賤しい者にまかせられる。これが大ブリテンの現状なのである。」<sup>27)</sup> こうして、「常備軍がいかに多くの非難を受けようとも、社会の一定の時期にはそれが導入されなければならない」<sup>28)</sup>ということになる。そうとすれば分業の進展が社会発展の必然である以上、ブリテンの型の常備軍が現実には優位性をもつというのがスミスの結論とならなければならぬであろう。しかし、スミスのこの必然論は、常備軍の積極的擁護論ではない。それは「常備軍がいかに非難を受けようとも」という条件節が示している。

最後に、『グラスゴウ法学講義』もまた商業の発展は尚武の精神の衰退を引き起こすことについて論じている。スミスは軍事を論じる直前において、「商

27) Smith, LJB, p. 542. (邦訳, 462-3ページ)。

28) Ibid., p. 543. (邦訳, 465ページ)。

業が国民の風習 (the manners of a people) におよぼす影響」を論じ、モンテスキューに賛成して、いかなる国でも商業が導入されると誠実と几帳面が伴うこと、しかしそれは国民性に帰すべきではなく (モンテスキュー批判)、利己心の結果であることを主張し、この誠実と几帳面さを商業国民の主要な徳として評価した。他方、商業に伴う不都合として、第1に、商業精神は人々の視野を制限し、第2に教育が疎かにされ、最後に勇気を挫き尚武の精神を消滅させる傾向があることを指摘した<sup>29)</sup>。この最後の点だけを見ておこう。

スミスは述べる。商業国では分業が無限に行われ、各人は細分された一つの職業を専業として営む。戦争も一つの職業となる。人は一部門の業務を学ぶ暇しかもたない。すべての人に軍事的技術を習得させるのは大きな不利益となる。したがって、国防は一定の人々に委ねられ、その結果、国民の軍事的勇気は衰退する。「1745年に、4, 5千の裸の無防備のハイランド人が、この国の進歩した諸地域を、その非好戦的住民の抵抗をなんら受けずに占領した。かれらはイングランドに侵入して全国民を驚かしたが、もし常備軍の抵抗がなかったなら、かれらは難なく王冠を奪い取ってしまったであろう。」<sup>30)</sup>

スミスは、このような商業精神の悪影響の矯正は真剣な注意に値すると述べて、ここでの議論を閉じている。そしてスミスは次に、民兵軍についての先に取り上げた議論に入っていく。こうした議論の手順からすると、民兵軍の採用による商業精神 = 分業の悪影響の克服という (『国富論』に存在する) 議論がすでに (スミスの内部には) 存在したのではないかと推定したい気にもなるが、明示的には (テキストには) それは存在しない。

こうして、全体として、『グラスゴウ法学講義』の論議は、理論的詰めを欠いていると言わなければならない。これは講義ノートゆえの限界とみなしてよいであろう。また分業の原理と対立しない民兵制を考えることも試みられていないが、全体の印象としては、スミスの議論の方向は民兵制支持に傾斜してい

29) Ibid., pp. 538-40. (邦訳, 452-8ページ)。

30) Ibid., pp. 541-2. (邦訳, 458-9ページ)。

るように思われる。それがこの段階のスミスの議論の特徴とできるであろう。

#### Ⅳ ヒュームにおける民兵制と共和主義

ところで、先の引用文に見られるスウェーデンの民兵制についての高い評価は、スミスだけでなく、ヒュームにも存在する。ヒュームは、つとに『政治論集』（1752）の「理想の共和国案」のなかで、こう述べていた。軍事指揮権が国王の大権事項である制限君主政体では、常備軍を堅持する口実を設けるために国王が民兵制をないがしろにする危険がある。これはブリテンの統治組織の病気であって、この病気は政府を滅ぼすにちがいない。しかし「スウェーデンは、ある程度、この不都合を解決したのであって、その制限君主政体によって、ブリテンのより危険でない、常備軍と共に民兵軍をもっているように思われる。」<sup>31)</sup>

ヒュームは「理想の共和国案」において、スイスの民兵制をモデルにして、ローテーションによって徴募した2万人規模のキャンプによる防衛体制を構想した。民兵軍なしには「いかなる自由な政体も安全ないし安定性をもちうるであろう、と考えることは無駄である。」<sup>32)</sup>

このエッセイは、思考実験という側面をもつことも確かであるが、しかし、それにとどまるものでないことは、その議論の本格的な構成と、当時のコートとカントリの間の激しい国制論争の背景とから推定して、否定できないであろう。しかしまた、幾つかの素材を前提すると、ヒュームの主張が不変の確信というようなものではおよそないことも否定しがたい。ヒュームは『イングランド史』においてハリントンを好意的に評価してこう書いている。「ハリントンの『オシアナ』はその時代にはよく合っていたのであって、当時はいくつも想像上の共和国案が論争と談論の日々の主題であった。そして現代でさえそれはまさに天才の独創的な作品として賞賛されるものである。しかしながら、完全

31) Hume [1752], pp. 301-2.

32) Ibid., p. 298.

で不滅の共和国という観念は、常に、完全で不死の人間と同じく空想的である。」<sup>33)</sup>

またヒュームは、よく知られているように、少し後になるが、1775年の甥への手紙で、「共和政体は抜群に最上であるというミラー氏の意見に賛成せざるをえない」が、しかしそれは「小国にのみ適する」と明言し、イングランドで共和政体を樹立しようとするれば無政府状態になるだけで、その帰結は専制である、と書いた<sup>34)</sup>。しかし、ヒュームはつとに「ブリテンの政体はより絶対君主政に傾斜しているか、それとも共和政体に傾斜しているか」において、あらゆる政治体は不可避免的に死を迎えるが、ある種の死は他種の死より望ましいので「イングランドの国制は、民主政において消滅するのと絶対君主政において消滅するのでは、どちらがより望ましいかを探究しよう」と問題を設定し、「わたしは本島で共和国よりもむしろ絶対君主を見たいと願う」<sup>35)</sup>と述べていた。この二つの材料は大国である大ブリテンには共和政体は適さないというのがヒュームの判断であることを示すように思われる。そしてこの主張は、52年の共和国論の主張と対立する。しかし、これだけの材料でヒュームの主張を確定しようとしても無理があるし、ヒュームの主張はアンビヴァレントであったと見るほうが無難であろうと思われる<sup>36)</sup>。

したがってまた、ヒュームの軍事組織論は、民兵の評価を含めて、共和主義との関連をもつゆえに、それをどう解釈すべきか、そしてさらにそれをヒュームの全体としての思想の枠組みのなかにどう位置づけるべきかという問題は、相当な難問をなすことも想像に難くないであろう。そもそも、『政治論集』と

33) Hume [1983], Vol. 6, p. 153.

34) Hume [1932], Vol. 2, p. 306.

35) Hume [1985], pp. 51-2.

36) Cf. Miller [1981], p. 158. この時代の思想家が基本的に、モンテスキューにしたがって、君主政と共和政の二分法をとっていたこと、また共和政と共和主義の概念はハリントンのような平等な市民の構成体を意味する場合もあれば、混合政体のバランスが君主側に傾くことに反対するものを意味する場合もあったことは、注意を要する。ただし、共和政に近い君主政もあると考えられていたことはマキャヴェッリ以来のいはば伝統であって、ボリングブルックの「愛国者王」の理念もその一例である。

『イングランド史』(1757-63)の解釈自体が、複雑で困難な問題点を多数もっているのであって、こういった点にまで立ち入って十分な議論を行うためには、別に多くの考察を必要とする。さらに通常はファーガスンに帰されている『シスター・ベッグ』という民兵論小冊子のヒューム著者説<sup>37)</sup>もあり、この検討も残されている。

ヒュームはスミスと同じくポーカー・クラブの会員であった。1760年の4月にヒュームの友人でもあったギルバート・エリオットは下院においてスコットランド民法案について演説をしたが、その演説を賞賛した手紙をヒュームはエリオットの父に書いている<sup>38)</sup>。フォーブスが指摘するように、『政治論集』以降、ヒュームは常備軍に警戒的で、民兵軍に好意的な意見をしばしば表現していることは事実であって<sup>39)</sup>、広い意味での共和主義への緩やかな共感は認めてよいと思われる。

けれども、ヒュームにおける共和主義的伝統と自然法学の伝統の統一の問題は単純な問題ではない。この問題は『人間本性論』だけを念頭に置くときには発生しないが、ヒューム研究の現段階は、この問題を避けて通れない問題として自覚している。けれども、ここでは、フォーブズを批判してロバートスンがおこなった指摘、すなわち、ヒュームは経済発展と統治組織の関係という一般的枠組みのなかに国防と軍事組織の問題を位置づけ、その上で常備軍より民兵制に優位を認めたのだ、という主張をふりかえっておこう。

ロバートスンはこう論じる。『政治論集』において民兵問題、軍事組織問題を重要なテーマとして論じるに至ったヒュームは、経済、道徳、政治(自由)のいずれの観点からしても、常備軍よりも民兵軍を望ましいと考えていた。経済との関連でも民兵軍が望ましいというのは、疑問の余地があるかもしれない。ロバートスンの論拠は「理想の共和国案」である。しかしながら、その議論の

37) Raynor ed. [1982]. レイナー説はその後、ほとんど支持者をえられないでいる。

38) Hume [1932], Vol. 1, p. 325.

39) Forbes [1975], p. 212.

文脈は、フォーズが主張するように、ロンドンとウェストミンスターというメトロポリスの論争の文脈にあったというより、むしろそれを越えていた。ヒュームの民兵支持論は「通俗的ウィッグ主義」の残滓なのではない。第一に、ヒュームの民兵支持の内実は、反軍論者の主張よりも、むしろ常備軍論者であったタッカーの主張により近い。タッカーは、民兵軍より小規模の常備軍のほうが優れていと考えた。古来、製造業と民兵軍を両立させて有名となった国民は存在しない。その理由は、短期の軍役でさえ人々を労働に不向きにし、労働を嫌悪させるであろうからである。このように論じて、タッカーは専門化の経済的必要を軍事にまで首尾一貫して適用したのであって、この点でタッカーはヒュームより先まで進んだのである。第二に、統治と経済発展の関係という全般的な問題の枠組みのなかで、ヒュームは民兵論を展開しており、この問題設定はメトロポリスの論争の水準を越えている<sup>40</sup>。

こうしてロバートソンは、一方で、軍事問題をスコットランド啓蒙の中心テーマであった社会発展の諸条件の研究の中核に位置づけたのがヒュームであるとし、この点でのヒュームのパイオニア的役割を高く評価するが、他方で、こうしたヒュームの主張のルーツをフレッチャーの共和主義、シヴィック・ヒューマニズムにも関連づけようとする。すなわち、ロバートソンによれば、「完全な共和国案」の権力分割論や民兵軍論は、フレッチャー的なシヴィック的伝統の制度的原理であり、実際また「完全な共和国案」とフレッチャーのスコットランドとヨーロッパ統治案は近似的である。けれども、ヒュームがシヴィック・ヒューマニズムの継承者であるのは一面においてだけであって、君主政体は経済発展に潜在的には適合性をもつと確信していた点、また経済発展を個人の自由な富の追求と結びつけた点では、フレッチャー的なシヴィック的伝統を離脱しているヒュームは、シヴィック的な自由概念（参加と自立）よりも、フレッチャーの論敵で合邦論者であったウィリアム・シートンと同じく、法学的な自由概念（人身と財産の安全、人格的自由）に優位を認めたのであっ

40) Robertson [1985], pp. 64, 66-9.

て、人身と財産の保証を統治の第一目的とした<sup>41)</sup>。こうしてシヴィック的伝統と法学的伝統を総合し、経済発展と統治組織の関係という問題分析の枠組を形成したことによってスコットランド啓蒙のパイオニアとなったのがヒュームであるという結論が導かれる。すでに示唆したようにロバートスのこの問題設定は啓発的である。しかし、そうだとすれば、議論は民兵論争と競合パラダイムの関係だけでなく、まさにブリテンとスコットランドの国制理解に関わってくるのであって、この点でのロバートスの議論の不十分さについては、別に示唆した通りである<sup>42)</sup>。

いずれにせよヒュームの議論の枠組がスミスとミラーの議論の大枠を準備したことは確かである。本稿はミラーの『階級区分の起源』の軍制論、スミスの『法学講義』の軍事論、そしてヒュームの民兵制度への発言についてそれぞれの議論の内容を要約し、その特徴を指摘した。したがって、次に、稿を改めてまず『国富論』のスミスの軍事論について、従来の研究を一步掘り下げた分析を試み、その次に再びミラーに戻って『イングランド統治史論』の興味深い議論を紹介し、このトピックにたいするスコットランド啓蒙の到達点とみなしうるものの特徴と意義を考察することとする。

#### 参考文献

- Forbes, Duncan [1975], *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge.  
 Hirshman [1977], *The Passions and Interests*, Princeton. (佐々木他訳『情念の政治学』, 法政大学出版会, 1987年)  
 Hume, David [1752], *Political Discourses*. (田中敏弘訳『ヒューム政治経済論集』, 御茶の水書房, 1983年)  
 \_\_\_\_\_ [1932], *The Letters of David Hume*, ed. by J. Creig, 2 vols.  
 \_\_\_\_\_ [1983], *History of England*, 5 vols., Liberty Classics (based the 1778 edition).  
 \_\_\_\_\_ [1985], *Essays, Moral, Political, and Literary*, ed. E. F. Miller, Liberty Classics.

41) *Ibid.*, p. 74.

42) 田中 [1986]。

- Lehmann, W. C. [1960], *John Millar of Glasgow*.  
\_\_\_\_\_ [1970], Some Observations on the Law Lectures of Professor Millar at the University of Glasgow, 1761-1801, *Juridical Review*, 56.
- Millar, John [1771], *Observations concerning the Distinction of Ranks in Society*, London.  
\_\_\_\_\_ [1773], *Observations concerning the Distinction of Ranks in Society*, 2nd edition, greatly enlarged, London.  
\_\_\_\_\_ [1781], *The Origin of the Distinction of Ranks; or, An Inquiry into the Circumstances which give rise to Influence and Authority in Different Members of Society*, 3rd. edition, corrected and enlarged, London (the same in 1779).  
\_\_\_\_\_ [1806], 4th ed. corrected, prefixed An Account of the Life and Writings of the Author, by John Craig. Edinburgh. (Reprint 1990, Toemmes)  
\_\_\_\_\_ [1803], *An Historical View of the English Government*, 4vols. (First 1787)
- Miller, David [1981], *Philosophy and Ideology in Hume's Political Thought*, Oxford.
- Montesquieu [1973], *Esprit des Lois*, ed. Garnier, 2 tomes. (野田他訳『法の精神』, 岩波文庫, 1989年)
- Raynor ed. [1982], *Sister Peg*, Cambridge U. P.
- Robertson, John. [1985], *The Scottish Enlightenment and the Militia Issue*, Edinburgh.
- Phillipson, N. [1974], Culture and Society in the Eighteenth Century Province: the Case of Edinburgh and the Scottish Enlightenment, in *The University in Society*, ed. by L. Stone, Princeton.  
\_\_\_\_\_ [1981], The Scottish Enlightenment, *The Enlightenment in National Context*, ed. by R. Porter & M. Teich, Cambridge U. P.  
\_\_\_\_\_ [1987], Politics, Politeness and the Anglicisation of early Eighteenth-Century Scottish Culture, in *Scotland and England, 1286-1815*, ed. by Roger A. Mason.
- Pocock, J. G. A. [1975], *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, Princeton.  
\_\_\_\_\_ [1985], *Virtue, Commerce, and History*, Cambridge, 1985. (田中秀夫訳『徳・商業・歴史』, みすず書房, 1993年)
- Schwoerer, [1974], *No Standing Armies*, Baltimore.
- Sher, Richard B. [1985], *Church and University in the Scottish Enlightenment*, Edinburgh U. P.  
\_\_\_\_\_ [1989], Adam Ferguson, Adam Smith, and the Problem of National De-

fense, *Journal of Modern History*, 61.

Smith, Adam, LJB, *Lectures on Jurisprudence*, ed. by Meek and Stein, Oxford, 1978.

(高島善哉・水田洋訳『グラスゴウ大学講義』, 日本評論社, 1947年)

\_\_\_\_\_, WN, *The Wealth of Nations* (1776), Oxford, 1976. (大河内一男監訳『国富論』, 中公文庫, 1978年)。

Winch, D. [1978], *Adam Smith's Politics: An Essay in Historiographic Revision*, Cambridge U. P. [永井・近藤訳『アダム・スミスの政治学』, ミネルヴァ書房, 1989年]

篠原久 [1986], 『アダム・スミスと常識哲学』, 有斐閣。

田中秀夫 [1986], 「スコットランド啓蒙における民兵論争の意義」, 『甲南経済学論集』 26-3。

(1992年11月)